

福島ロボットテストフィールド管理運営等に関する 労働者派遣業務公募型プロポーザル募集要領

1 目的

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構では、東日本大震災からの復興を進めるため、「福島イノベーション・コースト構想」に基づき、産業基盤が失われた浜通り地域において新技術や新産業を創出すべく、ロボット産業の集積に取り組んでいる。

本機構は福島ロボットテストフィールドの管理運営等を円滑に進めるため、技術的な専門知識を持った人材を確保する。

2 業務の内容

別紙「福島ロボットテストフィールド管理運営等に関する労働者派遣業務仕様書 8 業務内容」のとおり

3 派遣期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）（予定）

4 予算上限額

金13,200,000円*（消費税及び地方消費税込み）

*派遣労働者に係る給与、月30時間程度の超過勤務手当、同通勤手当、社会保険料等事業主負担分、その他当該業務に要する費用を含むものとする。

なお、別紙「福島ロボットテストフィールド管理運営等に関する労働者派遣業務仕様書 16 通勤費等の費用負担」に規定する出張旅費に関しては別途支給するものとする。

5 派遣人数

1名

6 派遣労働者の要件

別紙「福島ロボットテストフィールド管理運営等に関する労働者派遣業務仕様書 9 派遣労働者の選定・要件」のとおり

7 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者としします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、福島県から競争入札への指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づいた労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

- (5) 令和元年度以降に、国、都道府県、政令指定都市、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条にいう独立行政法人をいう)又は、国立大学法人(国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)第2条にいう国立大学法人をいう)(以下、官公庁という)において、技術職員に関する人材派遣契約の実績を有すること。

8 事務局

〒975-0036 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド事業部総務企画課
電話 0244-25-2473 FAX0244-25-2479
E-mail robot1@fipo.or.jp

9 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書(様式1)の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出書類

質問書(様式1)

② 提出期限

令和7年2月19日(水)15時まで

③ 提出場所

上記事務局 担当 岡

③ 提出方法

持参、郵送又電子メールによること。

④ その他

電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。また、郵送による場合は、提出期限までに到着したものまで有効とします。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和7年2月21日(金)17時までに、福島ロボットテストフィールドウェブページ(<https://www.fipo.or.jp/robot/>)に回答書を掲載します。

10 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書(様式2)を提出期限までに提出してください。なお、この提出がない者の提案は受け付けません。電子メールの場合は電話にて送付した旨をお知らせください。

(1) 提出期限

令和7年2月26日(水)15時まで(必着)

(2) 提出方法

郵送、持参、電子メール

11 提案書の提出について

(1) 提出書類

以下の書類を簡易に製本し、8部提出してください。

ア 提案書（任意様式）

提案内容・事業の取組内容を「12（3）審査の評価項目」に基づき提案してください。

イ 派遣可能者提案書（様式5）

ウ 労働者派遣事業許可証の写し

エ 令和元年度以降に、官公庁における技術職員に関する人材派遣契約の契約実績が分かる書類（様式任意）

オ 法人の決算関係書類（直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書）（様式任意）

カ 見積書（様式任意）

（12か月分の予定総額に加え、積算の内訳（派遣予定労働者単価、勤務予定時間数）が分かるもの）

キ その他会社概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等）（様式任意または様式3）

ク 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式4）

(2) 提出期限

令和7年2月28日（金）15時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出先

上記事務局 担当 岡

(5) その他

提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行いません。また、提出された書類等は返却しません。

1.2 提案書の審査及び委託候補者の選定

(1) 選定方式

業務の委託者の選定は、公募型プロポーザル方式とし、プロポーザル参加者からのプレゼンテーションを受け、総合的に評価し、委託候補者（随意契約の予定者）を選定します。

なお、応募者が多数の場合は書面審査を行い、審査会の参加者を選定します。

(2) 審査会

ア 日時 令和7年3月 7日（金）（13：40～）

イ 場所 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構

福島ロボットテストフィールド研究棟カンファレンスホール

ウ その他

① 正式な開催日時は通知します。

なお、令和7年3月 4日（火）までに通知いたします。

② プレゼンテーション時間は25分以内（15分間以内の説明、10分の質疑）です。

(3) 審査の評価項目、判断基準及び配点

| 評価項目 | 配点 | 判断基準 |
|------------------------|----|--|
| 事業者の体制 | 5 | 事業者の経営状況は業務を遂行するために十分か。発注者との連絡体制は十分か。 |
| 事業者の実績 | 5 | 技術職員に関する官公庁との人材派遣契約の実績は十分か。 |
| 派遣労働者のスキル ※様式5に内訳記載 | 45 | 要件を満たし、かつ、業務内容に対応できるスキルを有した派遣労働者を確保できるか。 |
| 派遣労働者の質の確保 | 10 | 派遣労働者に対する派遣前及び派遣中の研修をどのように行うか。その他、派遣労働者の質を確保するための取り組みはあるか。 |
| 派遣労働者の就業条件等 | 10 | 派遣労働者の就業条件等（休暇、保険、諸手当、福利厚生、雇用期間等）は充実しているか。 |
| 事故への対応 | 5 | 通勤上の災害及び業務上発生した事故への対応方法は適切か。 |
| 派遣労働者が変更になる際の対応 | 10 | 業務に十分な成果を上げることができない派遣労働者への対応はどのように行うのか。派遣労働者が変更になる場合の引継体制は十分か。 |
| 情報保護について | 5 | 業務上知り得た情報を保護するための体制、方法は十分か。情報漏えいが発生した場合の対応は適切か。 |
| 見積金額 | 5 | 見積金額が提案内容と照らして妥当であるか。 ※見積金額が上限を超えている場合は失格 |

(4) 審査結果の発表及び通知

ア 期 日 令和7年3月中旬

イ 審査方法 審査会で決定します。

ウ 発表方法 プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知します。

エ その他 審査結果に対する異議申し立ては認めません。

1.3 主なスケジュール

| | |
|--------------------|-------------|
| 令和7年2月 5日（水） | 公募開始 |
| 令和7年2月19日（水） 15時まで | 質問書締め切り |
| 令和7年2月21日（金） 17時まで | 質問書回答 |
| 令和7年2月26日（水） 15時まで | 参加表明書提出締め切り |
| 令和7年2月28日（金） 15時まで | 提案書提出締め切り |
| 令和7年3月 4日（火） | 審査会開催日時通知 |
| 令和7年3月 7日（金） | 審査会 |
| 令和7年3月 中旬 | 審査結果通知 |
| 令和7年3月 中旬 | 契約打ち合わせ |
| 令和7年3月 中旬 | 契約締結 |
| 令和7年4月 1日（火） | 労働者の派遣（予定） |

1.4 不適合事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とします。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 予算が超過しているもの。

1.5 問合せ先

上記事務局 担当 岡

1.6 契約手続

本業務に関して最も優れた提案を行った者と契約の締結交渉を行います。

なお、この手続に参加した者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、交渉の結果契約締結までに至らなかった場合、又は契約の締結日までに提案のあった要件を満たす派遣労働者の用意ができなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。また、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者に該当する場合は契約締結を行いません。これらの場合は、次点者と契約の締結交渉を行います。

1.7 その他

- (1) この公募型プロポーザルに係る一連の手続及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提案書に基づく履行ができない場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金などの措置を行う場合がある。